

令和3年度第3回小牧市廃棄物減量等推進審議会会議録

日時：令和4年1月27日（木）10時00分～10時45分

場所：小牧市役所 本庁舎3階 301会議室

【出席委員】

細 敏雄、加藤 和義、宮田 丈太郎、倉地 芳宜、松浦 悟示、前田 伸博、佐橋 八千代、北出 恵子、山田 銆治、杉山 光次、高橋 美喜雄、大野 武雄、清水 真、田中 雅、舟橋 精一、長谷川 良成、馬場 容子（17名）

【欠席委員】

名和 俊、郷司 達哉、川渕 義隆（3名）

【事務局】

舟橋市民生活部長、林市民生活部次長、藤田ごみ政策課長、横山ごみ減量推進係長、土田主事、玉田主事、土屋主事

内 容

藤田 課長	<p>本日は、お忙しい中ご出席賜り誠にありがとうございます。 私は、本日の進行を務めます、ごみ政策課長の藤田です。よろしくお願ひします。</p> <p>本日の会議ですが、名和委員、郷司委員、川渕委員につきましては、あらかじめ欠席の連絡を受けております。</p> <p>それではこれより令和3年度第3回小牧市廃棄物減量等推進審議会を始めます。</p> <p>なお、この会議及び会議録は、公開となりますのでご承知おきください。</p> <p>はじめに細会長からご挨拶いただきます。</p>
細 会 長	～ あいさつ ～
藤田 課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第2の議事に入りたいと思いますが、議事の進</p>

藤田課長	<p>行については、「小牧市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理に関する規則」第4条第2項に基づき、細会長にお願いをいたします。よろしく申し上げます。</p>
細会長	<p>それでは、次第に沿って進めます。議事(1)「令和4年度小牧市一般廃棄物処理実施計画(案)について」事務局の説明を求めます。</p>
土田主事	<p>それでは、議事(1)「令和4年度小牧市一般廃棄物処理実施計画(案)について」ご説明します。右上に議事(1)と記載のある資料をご覧ください。</p> <p>内容については、すでに第2回審議会で説明をさせていただいておりますが、その際にいただいたご意見から1点修正をさせていただいたほか、前は空欄でした来年度の排出見込み量を追記しております。</p> <p>まず修正点ですが、資料の3ページをご覧ください。</p> <p>前回の審議会でご意見いただいたように、(3)し尿及びし尿浄化槽汚泥の枠内の体裁を整えました。修正点については以上となります。</p> <p>続いて排出見込み量について、資料の6ページをご覧ください。</p> <p>こちらの数値については、令和3年及び令和2年の12月末時点の実績をもとに、令和3年度の見込み量を推計し、この見込み量とごみ処理基本計画にて算出した排出量の推計増減率を用いて、令和4年度の排出見込み量を算出しました。</p> <p>基本的には算出された値の末尾を丸めた数字を見込み量としていますが、し尿については増減が激しく推計が難しいため、令和3年度の見込み量をそのまま当てはめています。説明は以上となります。</p>
細会長	<p>ただいまの説明について、質疑・意見がある方は挙手をお願いします。事務局がマイクをお持ちしますので、お手を触れず</p>

細 会 長	に発言してください。
馬 場 委 員	資料 3 ページの修正ありがとうございました。この箇所について、同じページ内の他の文字サイズと比較すると小さく感じます。可能であれば文章内の点を小さくすることで解消できるのではないかと思います。ご検討いただきますようお願いいたします。
玉 田 主 事	ご指摘ありがとうございます。こちらでサイズ調整をしてみます。
舟 橋 委 員	資料 5 ページに記載のあるし尿浄化槽汚泥の処理方法について、処理後に出る汚泥を小牧岩倉エコルセンターで熔融処理していると記載してありますが、非常にもったいないように感じます。例えば近々稼働する「バイオス小牧」への搬入など、近年注目されている脱炭素社会の実現に寄与するバイオマス発電への利活用を検討されているか、事務局に伺います。
玉 田 主 事	「バイオス小牧」が計画された当初に、委員からお話があったように小牧市クリーンセンターでし尿浄化槽汚泥の処理後に発生する残渣である脱水汚泥を、「バイオス小牧」にて生ごみと同様に処理することを検討していました。しかし、「バイオス小牧」の処理能力と現在の脱水汚泥の性状が適合していないことから、近々での実施はできません。許可の関係もありますので、施設稼働後に分析調査等行った上で検討したいと考えております。
北 出 委 員	資料 6 ページのし尿浄化槽の見込み量について、下水道整備が進められていくのを見込んでの推計量でしょうか。
玉 田 主 事	下水道部局との整合性はある程度とってありますが、今回の見込み量は、令和 2 年度 1 2 月末の処理量と令和 3 年度 1 2 月末

玉田 主事	の処理量から算出したものになりますので、下水道整備について今回の見込み量には反映されていない数字となっています。
藤田 課長	<p>補足ですが、小牧市の生活排水の処理形態は、水洗化か非水洗化で分かれており、水洗化は下水道と浄化槽となり、浄化槽でもトイレの排水のみ処理する単独浄化槽と、全ての排水を処理する合併浄化槽に分かれます。非水洗化は、資料 6 ページに記載のあるし尿いわゆるポットン便所となります。現状、小牧市においても下水道整備は進めていますが、諸々の部分を勘案して下水道が接続されない地域もあります。そのような地域については、浄化槽による処理となっており、現在は新規の設置については合併浄化槽のみとなっています。そういった中で、市のクリーンセンターでは、し尿と浄化槽汚泥の処理を行っており、し尿については、下水道や浄化槽への転換が要因となりかなり減少しています。一方、浄化槽汚泥は下水道接続への転換や単独浄化槽から合併浄化槽への転換など様々なことを見込んで見込み量を算出していますが、なかなか正確な推計を行うのは難しくなっております。</p>
加藤 委員	<p>資料 2 ページの行政回収の古紙・古布が月 2 回収集、雑がみが週 1 回収集となっておりますが、地元区では毎回雑がみの収集日に古紙・古布を誤って排出する人がいます。月 2 回であるという表示もしていますが、見て見ぬふりをしているのか一向に排出状況が良くなりません。役員、当番の負担も大きくなっています。その解決方法として雑がみの収集と合わせて、古紙・古布の収集についても週 1 回でお願いしたいです。</p>
玉田 主事	<p>古紙・古布の収集頻度につきましては、前回の区長会要望にも出ており、市としても区の大きな課題であると認識しています。加藤委員のお地元だけでなく他の区からも同様の声が寄せられておりますので、古紙・古布の収集を週 1 回にした際の費用面や、どれほどの効果が見込めるか勘案しながら検討してい</p>

玉田主事	<p>きたいと思います。また、市では特別収集といった制度を設けているので、地元集積場に残されているごみがあれば時間がかかる場合もありますが、こちらで対応しますのでご活用いただければと思います。</p>
細会長	<p>区長会としても、今加藤委員からお話しがあった内容については大変苦慮しているところです。私の区では曜日看板を設置し、排出日と違うものを持ってきた場合は持ち帰ってもらうようにしていますが、他の区では色々な事情があるかと思いますが、ぜひご検討いただければと思っております。</p>
清水副会長	<p>そういった誤った日に排出する方の傾向等は掴めているのでしょうか。</p>
加藤委員	<p>具体的には掴んでいません。意識が低い方でしょうね。</p>
細会長	<p>すぐ解決する問題ではないとは思いますが、いまいただいた意見に対して今後の進め方について事務局からお話しいただければと思います。</p>
藤田課長	<p>こういったお声は多く寄せられていますので、我々としても真摯に検討したいと考えております。</p>
田中委員	<p>三つほどありますので、一つずつご質問します。一つ目は、最終処分である埋め立てごみの処理方法や見込み量の表記が、ごみ処理基本計画にはありますが実施計画にはありませんので表記したほうがいいのではないですか。</p>
玉田主事	<p>最終処分をするもの、いわゆる埋立ごみの対象となるものについては、小牧岩倉エコルセンターで破砕処理ができないコンクリートがら等や火災廃棄物が主になります。現状の埋立ごみ量の実績を用いてお話しさせていただくと、令和2年12月末</p>

玉田主事	<p>では24tであるのに対し、令和3年12月末時点では2tしか埋め立てておらず、比率で言うと約10%となっています。このように、日々の災害や市民の方々が排出したいという意思で発生するコンクリートがらについては予測しづらいものとなります。ごみ処理基本計画ではすべてのごみ量を数式に当てはめて算出していますが、今回の実施計画につきましては、単年度計画でありなるべく実績に近いものを算出するものとなります。そのため、埋立ごみに関しては先ほどお話しした内容も加味して記載するに適していないと思われそうですが、いただいたご意見ですので事務局で検討したいと思います。</p>
田中委員	<p>最終処分場は寿命もありますので、今お答えいただいた内容程度でも記載してみてもどうかと思います。</p> <p>二つ目の質問といたしまして、資料の8ページ下部に記載のある「食品ロス削減のための仕組づくりの検討」について、前年度も同様の表記をしています。表現としてはいいと思いますが、検討の途中経過や結果などが今回の資料のみでなくどこを見ても見当たりません。検討すると記載したからには、この食品ロスに関する検討だけでなく、検討状況を計画ではなくともどこかに反映されたほうがよいかと思います。</p>
玉田主事	<p>食品ロスにつきましては、バイオス小牧の稼働もありますので、これまでにいった展開調査の結果等を踏まえて、どういった内容で市民の方が食品を捨てているのか、食品ロスを減らすにはどのような方法があるかなどを、市から積極的に市民周知に活用していきたいと考えています。</p>
田中委員	<p>今ご回答いただいた内容を少しでも記載してあると分かりやすいかなと思います。</p> <p>三つ目の質問ですが、資料の9ページに「雑がみの再生利用の推進」とあり、その中で「複合物」や「禁忌品」と記載がありますが、これはどんなものでしょうか。</p>

玉田主事	<p>雑がみの排出方法については平成29年度に簡素化を行っており、対象に追加された複合物と禁忌品についてご説明します。もともと雑がみはハガキや授業のプリントなど紙だけで組成されているものを対象としていました。それまではビニールや金属など紙ではないものが含まれているものは、その異物を分離する必要があり、こういった異物が混ざったものを複合物と呼んでおり、これらもそのままの状態での処理ができるようになりました。また、禁忌品については、これまでの雑がみ処理では処理しきれなかったレシートなどの感熱紙や、郵便伝票などのカーボン紙、ヨーグルトの箱などの防水加工された紙などを指しますが、こちらについても処理ができるようになり、複合物も含めて雑がみとして排出していただけるようになりました。</p>
細会長	<p>時間も経過しておりますのでこのあたりで質疑は打ち止めとさせていただきます。</p> <p>続いて、議事（2）「資源回収貢献団体及びごみ集積場管理功績団体の選考について」事務局の説明を求めます。</p>
土屋主事	<p>それでは、議事（2）「資源回収貢献団体及びごみ集積場管理功績団体の選考について」ご説明します。右上に議事（2）と記載のある資料をご覧ください。</p> <p>まず、「1. 感謝状の贈呈について」、趣旨といたしましては、資源回収の推進に尽力した団体並びにごみ集積場の美化及びごみの分別・減量の推進に尽力した団体へ感謝の意を示すこと、としております。対象は、資源回収貢献団体については、市に登録をしている資源回収団体、ごみ集積場管理功績団体については、地元区のうち、趣旨を満たすものです。</p> <p>続いて、「2. 選出団体（案）について」ですが、まず、資源回収団体についてご説明します。</p> <p>令和3年度につきましては、令和2年度と同様、新型コロナの影響により活動自粛している団体が多くなっております。資</p>

土屋主事	<p>料に回収量等の実績を記載しておりますが、令和3年度になっても昨年度からほぼ横ばい状態となっております。このことから昨年度と同様の理由で、今年度につきましても選出団体はなしとします。</p> <p>続いて、ごみ集積場管理功績団体についてご説明します。選考基準については、ごみ集積場の早朝指導や日常の巡回業務、監視カメラの設置やごみ集積場の補修の実施の有無等から特に管理に尽力していると認められる地区とします。過去に表彰を受けていない区、及び前回の表彰から10か年経過している地区を今年度は選出しました。選出団体の案については、資料に記載のある7団体を案として挙げさせていただきます。</p> <p>また、今回をもって、ごみ集積場管理功績団体においてはすべての区に対して感謝状を贈呈することとなります。感謝状贈呈につきましては、資源回収団体に向けたものも含めて、社会情勢を勘案しながら今後の運用について検討していきたいと考えております。</p> <p>これらの団体につきましては、本日の会議終了後、各団体へ選出された旨を直接連絡し、承諾をいただいたうえで感謝状を贈呈する予定です。以上で説明を終了します。</p>
細会長	<p>ただいまの説明について、質疑・意見がある方は挙手をお願いします。事務局がマイクをお持ちしますので、お手を触れずに発言してください。</p> <p>～ 質疑なし ～</p>
細会長	<p>質疑もないようですので、以上で本日の議事を終了します。続いて次第3「その他」について、事務局から何かありますか。</p>
舟橋部長	<p>～ あいさつ ～</p>
細会長	<p>ありがとうございます。他によろしかったでしょうか。</p>

長谷川委員	<p>本日が任期最後の審議会ですので、会の終了手前で恐縮ですが、これまでに考えていたことをお話ししたいと思います。</p> <p>議事（１）の資料７～１２ページに様々な施策の実施や、意識啓発、排出者への指導方法など記載がありますが、実際には排出ルールを守らない方がいらっしゃいます。廃棄物適正処理指導員を配置していますが、排出者に身勝手なふるまいをさせないためにも、不適正排出者に対しての過料を科すことができるような規定をつくってはいかがでしょうか。小牧市快適で清潔なまちづくり条例第３０条では、空き缶などのポイ捨てや動物のふん尿の投棄について記載がありますが、ごみ集積場への不適正排出については何も記載がありません。先ほどお話ししたとおり、家庭ごみをみだりに捨てた者に対しての過料の制定をお願いしたい。</p>
藤田課長	<p>いただいたご意見につきましては、日々ご苦勞をおかけしている中での心からの本音であると思います。条例制定の際にも過料については検討いたしました。結果的に指導及び勧告というステップを踏んだ上で、それでも改善がみられない方には最終的には誓約書を提出していただくこととしました。件数は多くはありませんが、誓約書の提出を命じたケースもございます。日々のパトロールで廃棄物適正処理指導員が市内を巡回し、不適正排出者の訪問指導も行っており、職員においても昼間にお会いできない排出者に対して夜間指導を行っており、排出者に直接お話ができるような方策をとっております。委員のお気持ちは大変理解できますが、今のところはこういった形で進めていきたいと考えております。</p>
細会長	<p>私自身区長という立場でこの会に参加しており、この会には６地区の区長が集まっています。各地区で災害問題など様々な課題があると思いますが、ごみについて一番苦慮しています。どこの人か分かりませんが、不適正にごみを排出するため、一番後を引く問題で、区の環境委員は残されたごみの処理にはい</p>

細 会 長	<p>つも困らされています。我々も区長会として、問題解決について市へお願いしているところですが、そういった点も重視していただき今後も努力していただければと思っています。</p> <p>他に何もなければこれにて閉会とします。長時間に渡り、ご意見・ご協力をいただきありがとうございました。</p>
-------	--